

禁煙治療と医療費控除について

2018年10月1日より、たばこ税の増税で多くのたばこの銘柄が値上げされました。

これを機に治療に挑む方についてはその禁煙治療にかかった費用が下記4条件をすべて満たして医師が必要と認めた場合、一定期間の禁煙治療の受診に保険が使えます（外来診療のみ）

- ① 「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているニコチン依存についてのスクリーニングテストの結果が5点以上で、ニコチン依存症と診断
- ② ブリンクマン指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上
- ③ 直ちに禁煙することを希望
- ④ 「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、その禁煙治療を受けることを文書により同意

（注意：以前保険適用で禁煙外来に訪れていた場合、前回の治療の初回診察日から1年経過していないのであれば、自由診察となります。）

【上記の要件を満たさない場合】

- ・保険の適用はありませんが、実際に負担した禁煙治療に係る費用（医師から処方箋をもらって、ニコパッチ・ニコチンガムなどの禁煙補助薬を購入した場合）は、自費診療分として医療費控除の対象となります。
- ・禁煙外来にかからず単純に自分自身が禁煙をしようと思って禁煙補助薬を薬局などで購入した場合には、上記の医療費控除の対象とはなりませんが、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を検討すると良いでしょう。